

中央環境審議会会長
森 鳶 昭 夫 殿

環 境 大 臣
小 池 百 合 子

水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定について（諮問）

環境基本法（平成5年法律第91号）第41条第2項第2号の規定に基づき、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）別表2（生活環境の保全に関する環境基準）の1の（1）イ及び（2）ウ並びに同表の2のウに係る類型を当てはめる水域の指定について、貴審議会の意見を求める。

[諮問理由]

水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準については、平成15年11月5日付けで、水生生物保全の観点からの環境基準を新たに追加設定したところである。

生活環境の保全に関する環境基準については、公共用水域の利用目的又は水生生物の生息状況の適応性に依りて水域類型が設けられており、水域類型の各公共用水域への当てはめは、政令で定める水域については政府が行うこととされている。

このため、水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定について、貴審議会の意見を求めるものである。

中環審第123号
平成16年8月27日

中央環境審議会水環境部会
部会長 村岡 浩爾 殿

中央環境審議会
会長 森 鳩 昭夫

水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定について（付議）

平成16年8月27日付け環水企第040827001号をもって、環境大臣より当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、水環境部会に付議する。

(参考)

水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定について (諮問関係資料)

1 . 水生生物の保全に係る水質環境基準について

水生生物の保全に係る水質環境基準は、環境基本法第16条に基づき、生活環境の保全に関する環境基準として平成15年11月5日付け(環境省告示第123号)で新たに設定したものである。

本環境基準は、水生生物の生息状況の適応性の観点から水域類型を設けており、環境基本法第16条第2項の規定に基づき、政府が定めるべきとされている水域の類型指定に関する事務を行うこととなる。

2 . 環境基準の水域類型及び基準値の概要

項目	水域	類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
全亜鉛	河川及び湖沼	生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下
		生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下
		生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下
		生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下
	海域	生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/l以下
		生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/l以下

備考 基準値は年間平均値とする。